

令和 8 年

第1回軽井沢町議会定例会
9月会議議案

軽 井 沢 町

令和 8 年第 1 回軽井沢町議会定例会 9 月会議議案目次
(令和 8 年 9 月 1 日提出分)

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 5 0 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	4
議案第 5 1 号	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象 性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	18
議案第 5 2 号	軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて	23
議案第 5 3 号	軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部改正 について	26
議案第 5 4 号	軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関 する条例の一部改正について	29
議案第 5 5 号	軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	33
議案第 5 6 号	令和 8 年度アイスアリーナ改修工事請負契約の締結につ いて	39
議案第 5 7 号	令和 7 年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事変更請 負契約の締結について	45
議案第 5 8 号	令和 8 年度町単追分宿津軽屋保存修理工事請負契約の締 結について	49
議案第 5 9 号	町道の廃止について	58
議案第 6 0 号	町道の変更について	61
議案第 6 1 号	訴えの提起について	63
議案第 6 2 号	和解について	64
議案第 6 3 号	令和 8 年度軽井沢町一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 6 4 号	令和 8 年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第 1 号）	別冊

議案第 6 5 号	令和 8 年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 6 号	令和 8 年度軽井沢町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 7 号	令和 8 年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 8 号	令和 7 年度軽井沢町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	別冊
議案第 6 9 号	令和 7 年度軽井沢町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	別冊
認定第 1 号	令和 7 年度軽井沢町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 2 号	令和 7 年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計決算の認定について	別冊
報告第 1 1 号	決算に関する附属書類の報告について	別冊
報告第 1 2 号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊
報告第 1 3 号	専決処分の報告について（軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について）	66
報告第 1 4 号	専決処分の報告について（しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事に係る変更協定の締結について）	70

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこと
も家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関
係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこと
も家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例（案）

（軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正）

第1条 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき
保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場
合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げ
る事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業
者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、
第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「により」を
「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項におい
て同じ。）により」に改め、同条第7項中「のものに限る。）」の次に
「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」
の次に「又は事業所」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事
業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に
「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「の規定」を「又は第3号の規定」に改める。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改め
る。

第49条中「という。）」と、「」を「という。）」と、「」に改め、「
と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条
第5号」」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規
模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加え、「時」を「とき」に改める。

（軽井沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 軽井沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第53条」に、「第53条」を「第54条」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。
- (7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。
- (8) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (9) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (10) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

- (11) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (12) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (15) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。
- (16) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下この条及び第13条第4項第3号ア(i)において「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (17) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (18) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (19) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (20) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (21) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (22) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (23) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (24) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (25) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準

用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(26) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(27) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(28) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(29) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(30) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(31) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「抽選又は」を「抽選、」に、「第4項」を「第4項及び第20条第7号」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第12条の見出しを「（特定教育・保育の提供の記録）」に改める。

第13条第4項第3号ア(イ)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）」を「令」に改め、同号イ中「イに」を「このイに」に改め、同イ(7)中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同イ(4)中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第15条第１項第３号中「第25条」を「第25条第１項」に改め、同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第７号中「第６条第２項及び第３項に規定する選考方法」を「選考方法及び第６条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第１項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第１項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(Ⅶ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(Ⅶ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(Ⅷ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(Ⅷ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第１項中「第29条」、「第32条第１項」及び「第34条」を「第28条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第38条中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第39条第2項中「は、利用」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用」に、「章」を「章（第43条第1項を除く。）」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「場合は、」の次に「第42条第1項に規定する」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「の選考方法」を「に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項

第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「から」を「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から」に改め、同条第4項第1号中「特定教育・保育」を「特定地域型保育」に改め、同条第6項中「、第4項」を「、同項」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第46条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「の定員」を削る。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第14条第1項中「」に改め、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る」、「「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「」及び「「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「」を削り、「第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型

保育の基準)」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第53条第3項」を、「章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第53条第3項」に改め、「の数」を削り、「章に」を「章（第43条第1項を除く。）に」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第53条を第54条とする。

第52条第1項中「が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

育給付認定子ども（前条第１項」を「満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「子ども・子育て支援法施行令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改め、同条を第53条とし、第51条の次に次の１条を加える。

第52条 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用

できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月会議	
参考資料	1 - 1

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこと
も家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）等が改正され、満 3 歳以上限定小規模保育事業の基準が加えられたことに伴い、これらの基準に従って規定するもののほか、所要の改正を行うもの

満3歳以上限定小規模保育事業の創設

1. 法律・関係府令等の改正に伴う制度創設の背景

多様な保育需要への対応

地域における保育ニーズの動向を踏まえ、満3歳以上の児童に対する小規模な環境での保育の提供体制を一般枠組みとしての位置付けを検討

特区事業の一般制度化

国家戦略特別区域法に基づく「国家戦略特別区域小規模保育事業」(満3歳以上を対象)を廃止し、全国展開可能な一般制度として再編

2. 制度の趣旨及び目的

地域における就学前教育・保育の提供体制を柔軟化・適正化し、「すべてのこどもの育ちと子育て家庭の支援」をより実効的なものとする。

目的	児童福祉法等における地域型保育事業の種類を拡充し、 満3歳以上の児童のみを対象とする小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業) を新たに位置付けることで、地域の実情に応じた柔軟な保育定員の再編と受け入れ先の確保を図る。
期待される効果	・地域の実情に合わせた小規模な3歳以上児保育の導入 ・2歳児終了後の「3歳の壁(連携施設・受け入れ先の不足)」の解消・緩和 ・少人数環境を必要とする児童(配慮を要する児童等)に対するきめ細やかな保育環境の提供

3. 事業の概要

対象児童	満3歳以上の未就学児童(主に3～5歳児)
事業の位置付け	児童福祉法上「地域型保育事業」の類型の一つとして追加。市町村の認可事業として整備。
実施形態と特徴	定員規模(6人以上19人以下等)の強みを活かし、小規模ならではの手厚い人員配置や個別ケアを実施。幼稚園・保育所・認定こども園との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに機動的に対応。

4. 法律・関係府令等と本条例制定の位置づけ

関係府令等の施行に伴い、町が満3歳以上限定小規模保育事業者に対し認可及び確認を行うため、運営の最低基準や守るべき運営上の基準を定め、また、町による指導・監督や事務手続等を適切に運用するため、関係府令に準じ、本条例により次の条例の改正を行う。

・第1条関係 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年輕井沢町条例第22号)

(児童福祉法に基づき、小規模保育事業における施設設備や職員配置、運営の最低基準を定めた条例)

・第2条関係 軽井沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年輕井沢町条例第23号)

(子ども・子育て支援法に基づき、認可保育所等が給付金を受けるために、守るべき運営上の基準を定めた条例)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年輕井沢町条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条」を「第22条」に、「第22条―第26条」を「第23条―第27条」に、「第27条・第28条」を「第28条・第29条」に、「第29条」を「第30条」に改める。

第29条を第30条とする。

第28条中「第25条及び第26条」を「第26条及び第27条」に改め、同条を第29条とし、第27条を第28条とし、第22条から第26条までを1条ずつ

繰り下げる。

第21条第3項中「第27条第4号」を「第28条第4号」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第15条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年9月会議	
参考資料	2－1

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等が改正され、家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨が規定されることに伴い、これらの基準に従って規定するもののほか、所要の改正を行うもの

児童対象性暴力等の防止に関する概要

1. 法律等の制定の背景

教育・保育の場における性暴力の深刻な実態

公立学校教職員による性犯罪・性暴力等を理由とする懲戒処分等が毎年200人以上に達し、全国で刑事検挙件数5,000件以上・被害児童数1,200人以上（令和6年度文部科学省調査等）が発生するなど、こどもに対する性暴力被害が絶えない深刻な状況である。

2. 法律等の趣旨及び目的

こどもに教育・保育等を提供する事業は、従事者が指導・支援等を通じて支配的・優越的立場に立ち、継続的に密接な関係を持ち、保護者の目が届かない状況でこどもを預かるという特別な社会的関係を有している。こうした特別な立場に乗じた性暴力を確実に防止するため、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が制定された。（令和8年12月25日施行）

3. 制度の概要

区分・項目	具体的な内容
対象事業者	学校設置者等（法定義務） 学校、幼稚園、児童福祉施設等 民間教育保育事業者（任意認定：こども家庭庁の認定を受けた事業者） 認可外保育施設、学習塾、スポーツクラブ、放課後等デイサービス等
事業者に求められる体制整備・措置	① 従事者の特定性犯罪前科の確認（照会） ② 性暴力・不適切行為の早期把握・相談体制・研修 ③ 前科判明時等の配置転換・内定取消等の防止措置 ④ 犯罪事実確認記録等の厳重な情報管理
対象職種の判断基準（3要件）	教員・保育士等のほか、業務実態に応じて「支配性」「継続性」「閉鎖性」の3要件をすべて満たす職種（バス運転手、事務職員、ソーシャルワーカー、ボランティア等）を対象
確認対象となる特定性犯罪前科	拘禁刑終了後20年以内、執行猶予期間経過後10年以内、罰金刑終了後10年以内の特定性犯罪前科が照会対象。前科が判明した場合は、こどもに接する業務から外す防止措置を講ずる必要がある。

4. 法律等と本条例制定の位置づけ

法律施行規則等の公布に伴い、町が設置・所轄する家庭的保育事業所等における安全確保措置・情報管理体制の法的整合性を確保し、町による指導・監督や事務手続等を適切に運用するため、関係府令に準じ、本条例により次の条例の改正を行う。

・第1条関係 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年軽井沢町条例第22号）

（児童福祉法に基づき、小規模保育事業における施設設備や職員配置、運営の最低基準を定めた条例）

・第2条関係 軽井沢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年軽井沢町条例第23号）

（児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業における施設設備や職員配置、運営の最低基準を定めた条例）

議案第 5 2 号

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年輕井沢町条例第 2 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（案）

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年輕井沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第5のウの1級の項中「臨床工学技手」の次に「・言語聴覚技手」を加え、同ウの2級の項中「臨床工学技師」の次に「・言語聴覚技師」を加え、同ウの3級の項中「臨床工学主査」の次に「・言語聴覚主査」を加え、同ウの4級の項中「臨床工学主任」の次に「・言語聴覚主任」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年９月会議	
参考資料	３

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の理由

住民の言語、聴覚、摂食等の機能に係る問題に対する支援を充実させるため、言語聴覚士の確保を図ることに伴い、その職務の級の分類に関する規定の改正を行うもの

議案第 53 号

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部改正について

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例（平成 18 年輕井沢町条例第 30 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例（平成18年軽井沢町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

保健センター こども家庭センター 地域包括支援センター コミュニケーションホール 休養娯楽室 調理実習室 ボランティアセンター	午前8時30分から午後5時15分まで	を
---	--------------------	---

保健センター こども家庭センター 地域包括支援センター	午前9時から午後4時30分まで	
コミュニケーションホール 休養娯楽室 調理実習室 ボランティアセンター	午前8時30分から午後5時15分まで	に

改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

令和８年９月会議	
参考資料	４

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部改正の理由

職員が事務処理に集中できる体制を整えることにより行政サービスの質の向上を図るため、軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里の一部の施設の使用時間を短縮するもの

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する
条例の一部改正について

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（平成
2 2 年輕井沢町条例第 1 0 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する
条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（平成22年輕井沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条中「土地利用行為者が」を削り、「に対して、」を「又は当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。）若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第10条の規定による通知がされる前に当該土地において協議対象土地利用行為又はその準備行為があったとき。
- (2) 第7条第1項の規定により提出された土地利用行為協議書その他書類に虚偽の記載があるとき。

第15条第3号中「第9条」を「土地利用行為者が第9条」に改める。

第16条第1項中「土地利用行為者」を「者」に改め、同条第2項中「土地利用行為者」を「勧告を受けた者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第15条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第7条第1項の規定による提出をする新条例第2条第2号に規定する土地利用行為者並びに同日以後に提出される新条例第7条第1項に規定する土地利用行為協議書及びこれに係る新条例第2条第1号に規定する土地利用行為について適用し、同日前にこの条例による改正前の軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定による提出をする同条例第2条第2号に規定する土地利用行為者については、なお従前の例による。

令和８年９月会議	
参考資料	５－１

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する
条例の一部改正の理由

事前着手等の違反行為の抑制の実効性を高めるため、事前協議をしないで、又は事前協議が終了する前に協議対象土地利用行為等があった場合等における必要な措置についての勧告及び当該勧告に応じないときの公表の対象となる者に当該土地利用行為に係る設計者及び工事の請負人を加えるもののほか、所要の改正を行うもの

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例 の一部改正について

改正の趣旨・背景

「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、特定の土地利用行為を行う場合には、町長との事前協議を義務付けている。しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行われている事例があることから、違反行為の抑制の実効性を高めるため、公表規定の改正を行う。

概 要

●現状

町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができ、また、当該土地利用行為者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その行為者の氏名、住所等を公表することができる。

- (1) 事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき。
- (2) 事前協議の書類について虚偽の提出をしたとき。
- (3) 自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき。



主な改正内容

- 1 上記の(1)及び(2)に該当する場合の勧告及び公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、土地利用行為に係る設計者及び工事請負人（請負工事の下請人を含む。）まで広げる。
- 2 その他上記の(1)に土地利用行為の準備行為も含める。

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年輕井沢町条例第 2 2 号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事

業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当

たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「時」を「とき」に、「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を「長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士）（」に、「第45条第3項」を「第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項」に改め、「保育士の数（」を削り、「とした」を「ものとした」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月会議	
参考資料	6 - 1

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第10号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正され、小規模保育事業所 A 型等において、理学療法士等を 1 人に限り保育士とみなすことができる旨等が規定されたことに伴い、同基準に従って規定するもののほか、所要の改正を行うもの

理学療法士等のみなし保育士制度

1. 関係府令改正の背景

医療的ケア児・障害児の受入ニーズの増大

地域保育の場において、日常的な医療的ケアやリハビリテーション・発達支援を必要とする児童が増加しており、専門的なケアと保育を一体的に提供する体制が求められている。

2. 趣旨および目的

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進する。

目的	理学療法士等のリハビリ専門職の知見を導入し、障害児等の発育発達に応じた専門的な保育・療育支援を提供すること。
取組内容	① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化 ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有 ③ 障害のあるこどもの家族への助言・相談支援 ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組

3. 制度の概要

みなし対象職種の明確化	施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の国家資格を有する者を1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる。 ただし、子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要となる。
「療育支援加算」の見直し	事業運営費等の算出根拠となる公定価格において「療育支援加算」特例措置の項目が見直され、理学療法士等の専門職の保育士みなし特例が新設された。

令和8年度アイスアリーナ改修工事請負契約の締結について

令和8年度アイスアリーナ改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

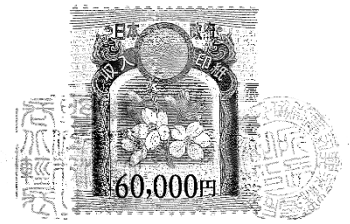
- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和8年度アイスアリーナ改修工事 |
| 2 契約の金額 | 305,800,000円 |
| 3 契約の相手方 | 長野県上田市林之郷111
協栄電気興業株式会社上田営業所
所長 小林 優 |

令和8年9月1日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり



建設工事請負仮契約書



- 1 工 事 名 令和8年度 アイスアリーナ改修工事
- 2 工 事 場 所 風越公園アイスアリーナ 軽井沢町大字長倉 182-5 他
- 3 工 期 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和9年9月30日
- 4 請負代金額 金 305,800,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 27,800,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 30,580,000 円
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条第2項第5号の規定による。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結する。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年8月5日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫

受注者 住 所 長野県上田市林之郷111

氏 名 協栄電気興業株式会社上田営業所
所長 小 林 優

(様式第 8 号 第20関係)

単位：円

入札執行表 (結果)

令和 8年度 契約番号 入札日時 令和 8年 7月29日 10時00分

件名	令和 8 年度 アイスアリーナ改修工事					
場所	風越公園アイスアリーナ 軽井沢町大字長倉182-5他					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和 9年 9月30日 まで					
	業者名	第 1 回入札額	第 2 回入札額	第 1 回見積額	第 2 回見積額	摘要
1	協栄電気興業株式会社 上田営業所	278, 000, 000				落札
2	中川電気工業株式会社	306, 200, 000				
3	丸子小諸電気株式会社	285, 000, 000				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 協栄電気興業株式会社 上田営業所

(2) 落札額 ¥278, 000, 000 (税抜)

¥305, 800, 000 (税込) うち消費税相当額 ¥27, 800, 000

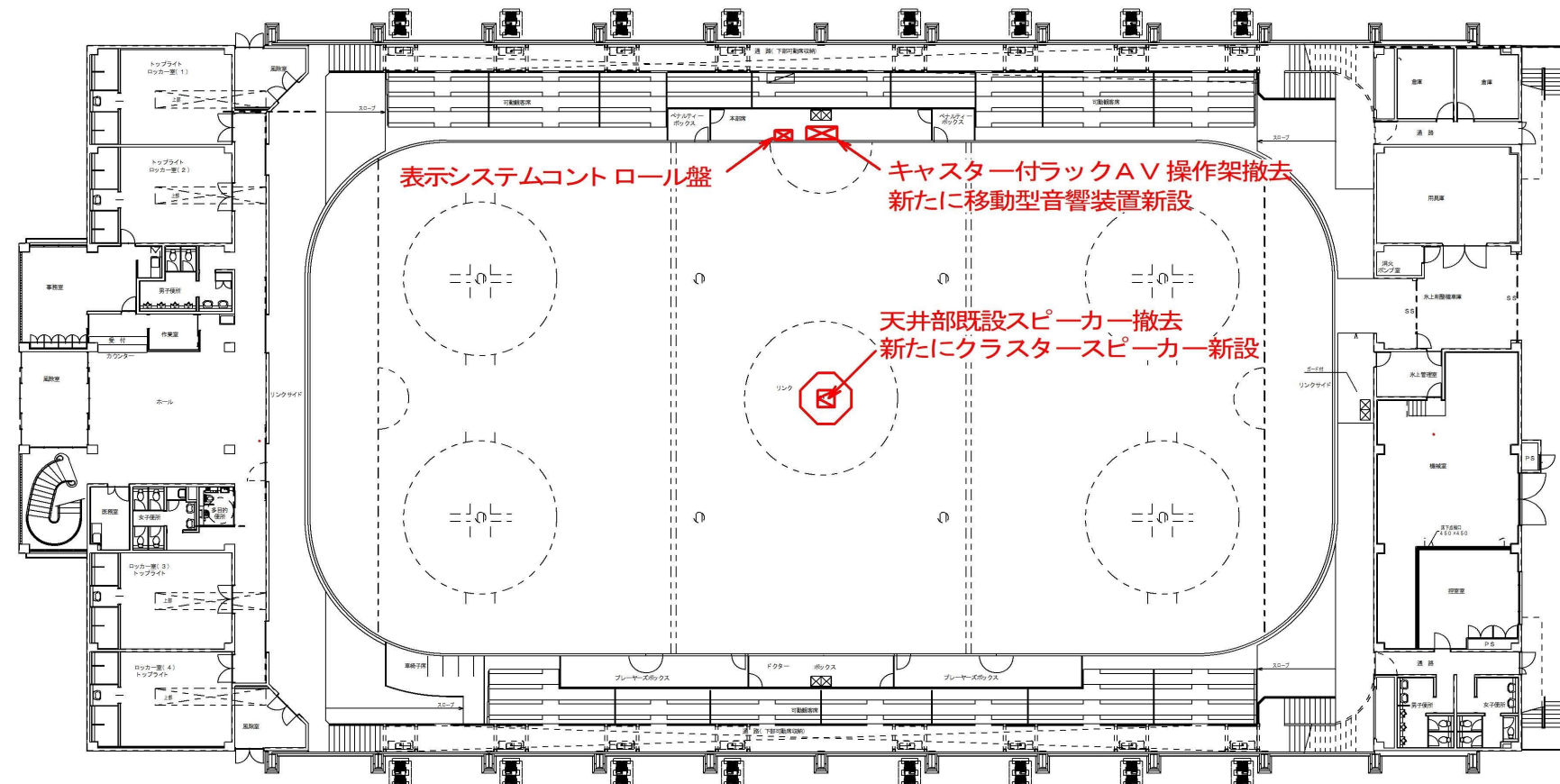
執行者職氏名 副町長 上原 章生



立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘



アイスアリーナ改修工事 電光掲示板・音響関係



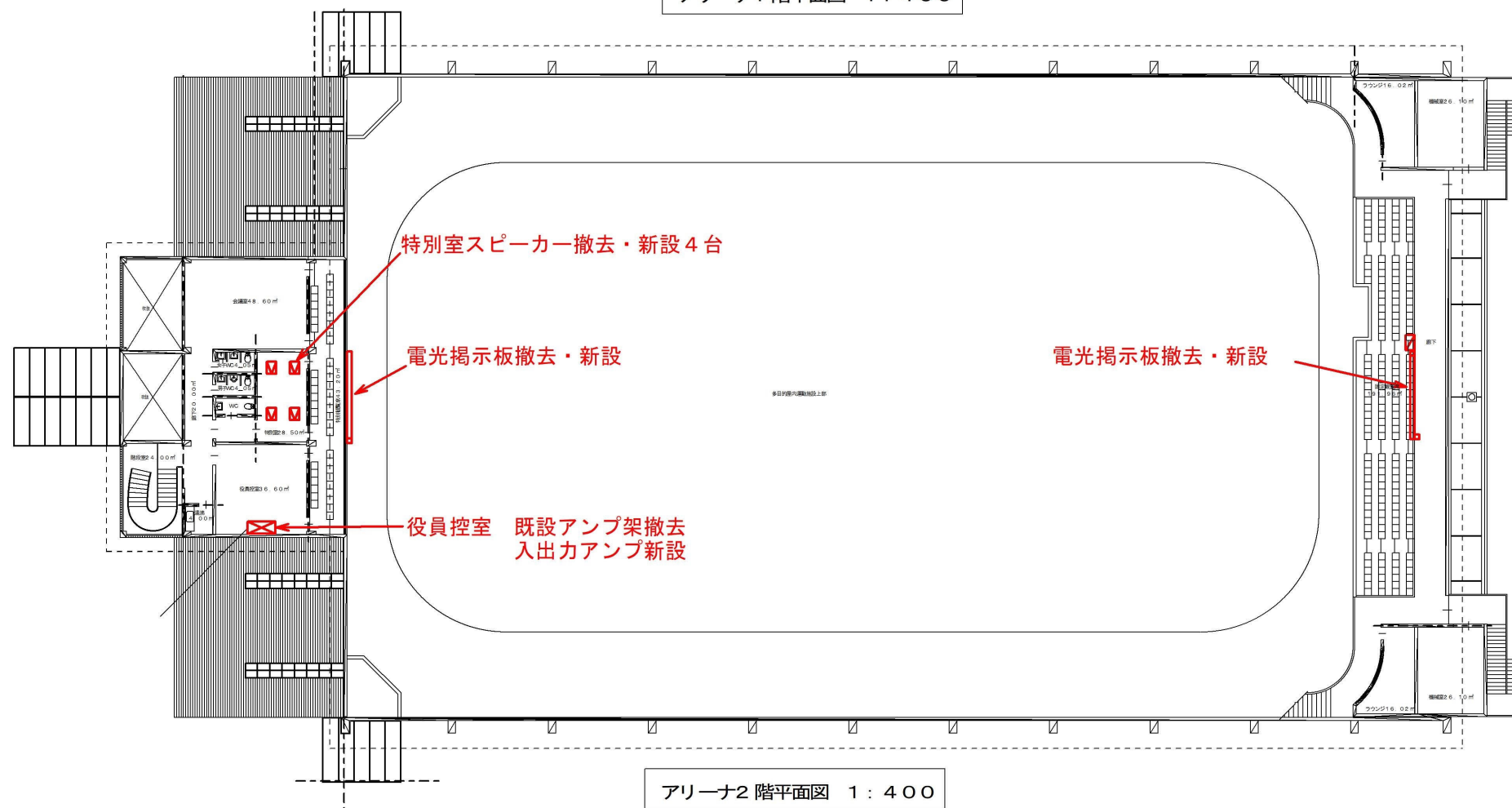
アリーナ1階平面図 1 : 4 0 0

電光掲示板関係

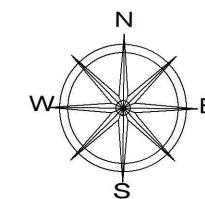
- 既設電光掲示板 前200mm撤去
- 新設電光掲示板 2700mm×6000mm 液晶パネル 2基
- 表示システム新設 1式

音響関係

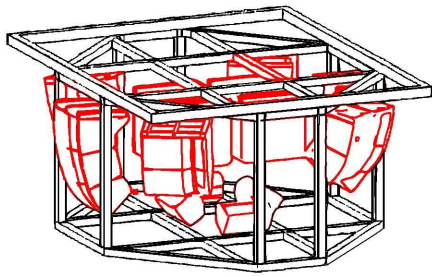
- 移動音響装置設置 1式
- 入出力アンプ入替 1式
- 電力増幅器 6台
- 出力・入力パッチ盤 各2台
- 天井クラスタースピーカー 撤去・新設 1式
- スピーカー入替 14台
- 特別室スピーカー撤去・新設 4台



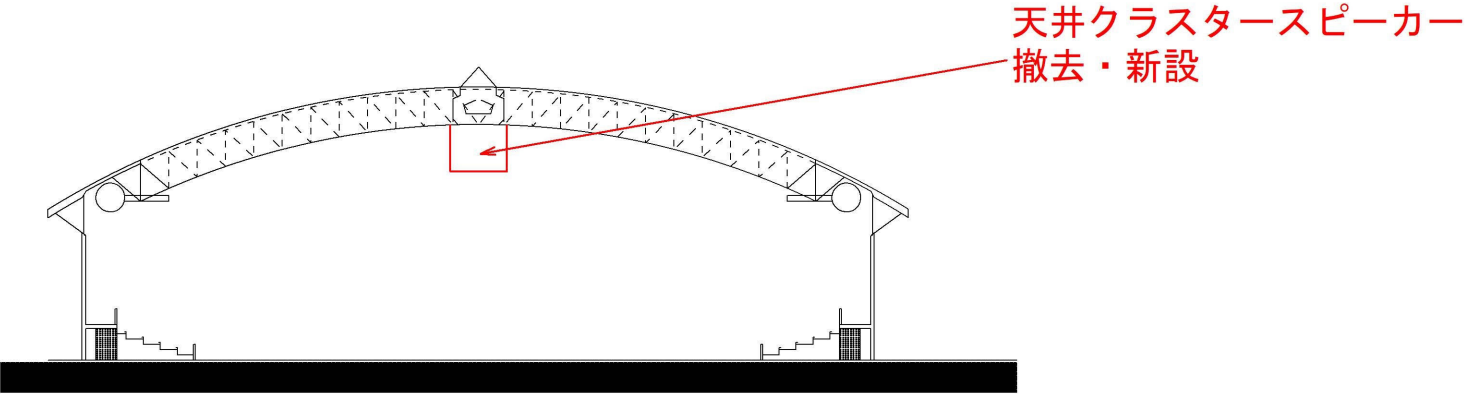
アリーナ2階平面図 1 : 4 0 0



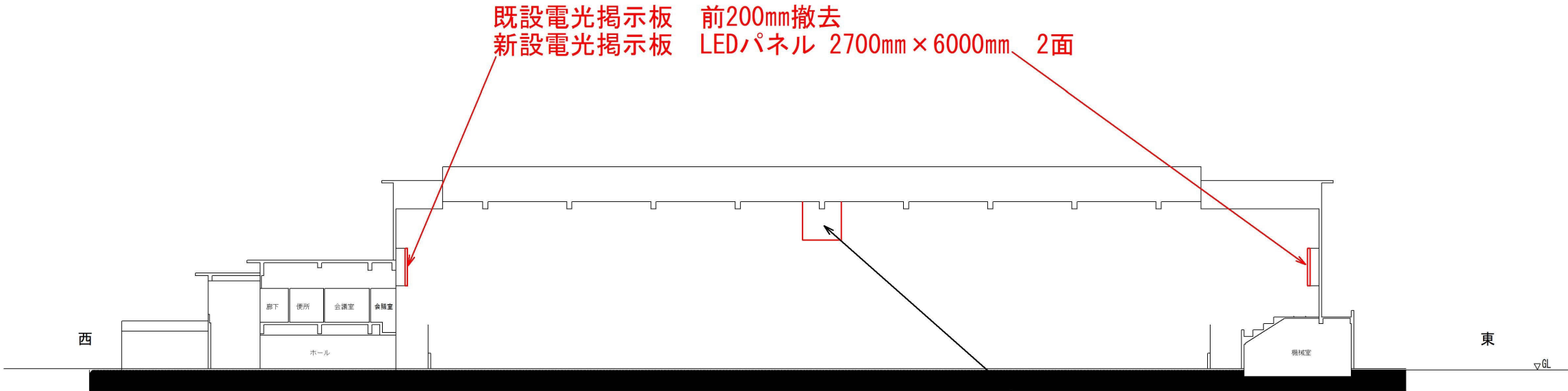
アイスアリーナ改修工事 電光掲示板・音響関係



天井クラスタースピーカーイメージ図
NTS 斜め上より



南北方向断面図 1 : 4 0 0



東西方向断面図 1 : 4 0 0

天井クラスタースピーカー
撤去・新設

令和 7 年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事変更請負契約の締結について

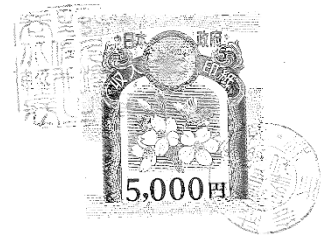
令和 7 年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年輕井沢町条例第 20 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度町単町道鶴溜線道路改良無電柱化工事 |
| 2 | 契約の金額 | 変更前の契約額 164,017,700 円
変更請負代金増加額 9,496,300 円
変更後の契約額 173,514,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 軽井沢町軽井沢東 35 番地 15
株式会社村瀬組
代表取締役 村瀬 栄一 |

令和 8 年 9 月 1 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



建設工事変更請負仮契約書



- 1 工 事 名 令和7年度 町単 町道鶴溜線道路改良無電柱化工事
- 2 工 事 場 所 町道鶴溜線 軽井沢町中軽井沢
- 3 変 更 工 期 変更なし
- 4 変更請負代増加金額 金 9,496,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 863,300円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金 949,630円
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条第2項第5号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和7年9月18日付で締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年8月3日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫



受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東35番地15

氏 名 株式会社 村 瀬 組
代表取締役 村 瀬 栄 一



**【変更】町道鶴溜線道路改良無電柱化工事変更請負契約
における工事費の内訳について**

◆主な変更内容

項 目	内 容	当初設計額	変更設計額	増減	図面標記
U型自由勾配側溝300型・蓋	側溝:219m⇒209m, 蓋:121枚⇒116枚	4,761,694	4,552,774	▲ 208,920	①
U型自由勾配側溝(横断用)300×400	側溝:0m⇒10m, 蓋:0枚⇒5枚, グレーチング:0枚⇒10枚	0	370,350	370,350	
巻込み防止柵(ボラード)	0本⇒6本	0	403,560	403,560	
自由勾配側溝工蓋・グレーチング	蓋:188枚⇒221枚, グレーチング:24枚⇒28枚	902,336	1,057,322	154,986	②
自由勾配側溝工	235m⇒259m	2,829,400	3,118,360	288,960	
特殊部(1200×1900×4500)	2基⇒3基	6,812,278	10,218,417	3,406,139	③
交通誘導員A(国道規制)	135人⇒53人	2,344,950	920,610	▲ 1,424,340	
交通誘導員B	540人⇒628人	7,975,800	9,275,560	1,299,760	

※直接工事費(設計額)

◆設計額

種 別	当初設計額	変更設計額	増 減
直接工事費	88,899,297	93,692,520	4,793,223
設計額(諸経費、税込み)	180,862,000	191,334,000	10,472,000

◆契約額

当初契約額	変更契約額	増 減
164,017,700	173,514,000	9,496,300

※消費税含む

変更図

平面图

S=1/500 (A1横)

令和 7 年度 町単 町道鶴溜線道路改良無電柱化工事

道路改良工 L=271.3m W=5.50 (9.25) m

電線共同溝工

U型自由勾配側溝300×300~700 L=269m

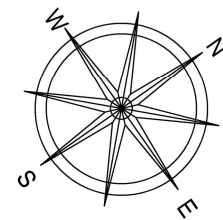
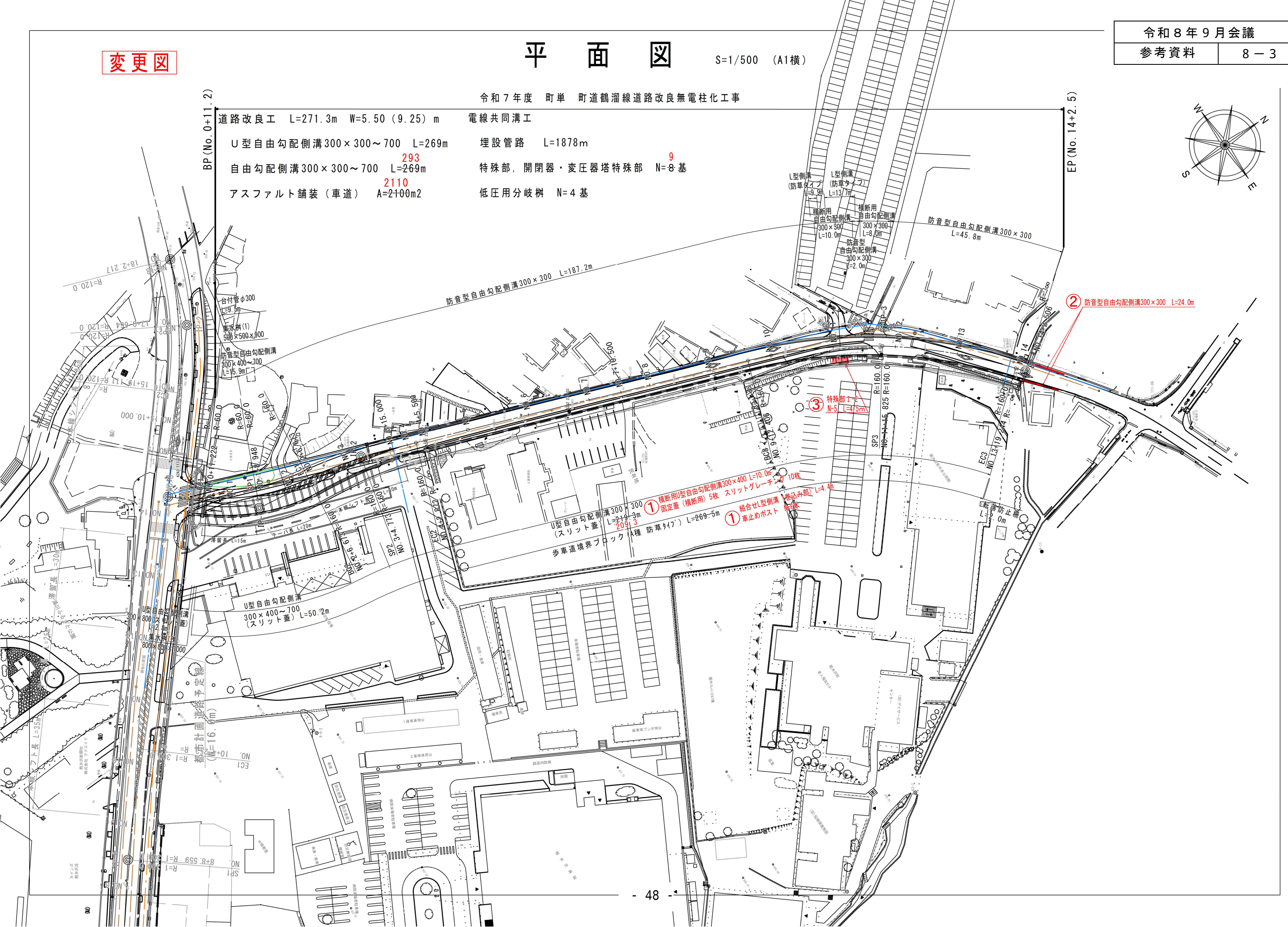
埋設管路 $L=1878\text{m}$

自由勾配側溝 300×300～700 L=269m 293

特殊部，開閉器・變壓器塔特殊部 N=8⁹基

アスファルト舗装（車道） 2110
A=2100m²

低压用分岐柵 N=4 基



令和 8 年度町単追分宿津軽屋保存修理工事請負契約の締結について

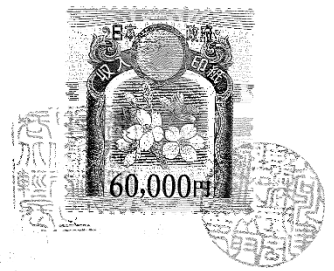
令和 8 年度町単追分宿津軽屋保存修理工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年輕井沢町条例第 20 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 8 年度町単追分宿津軽屋保存修理工事 |
| 2 | 契約の金額 | 214,500,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 軽井沢町大字追分 1404 番地
谷川建設株式会社
代表取締役 竹内 広幸 |

令和 8 年 9 月 1 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和8年度 町単 追分宿津軽屋保存修理工事
- 2 工 事 場 所 追分宿津軽屋 軽井沢町大字追分 568 他
- 3 工 期 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和10年3月17日
- 4 請負代金額 金 214,500,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 19,500,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 21,450,000 円
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条第2項第5号の規定による。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結する。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年軽井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年8月5日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫 ①

受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1404番地

氏 名 谷川建設株式会社 ①

代表取締役 竹内 広 幸

(様式第 8 号 第20関係)

単位：円

入札執行表 (結果)

令和 8年度 契約番号 入札日時 令和 8年 7月29日 10時35分

件名	令和 8 年度 町単 追分宿津軽屋保存修理工事					
場所	追分宿津軽屋 軽井沢町大字追分568他					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和10年 3月17日 まで					
業者名		第 1 回入札額	第 2 回入札額	第 1 回見積額	第 2 回見積額	摘要
1	谷川建設株式会社	195,000,000				落札
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 谷川建設株式会社

(2) 落札額 ¥195,000,000 (税抜)

¥214,500,000 (税込)

うち消費税相当額

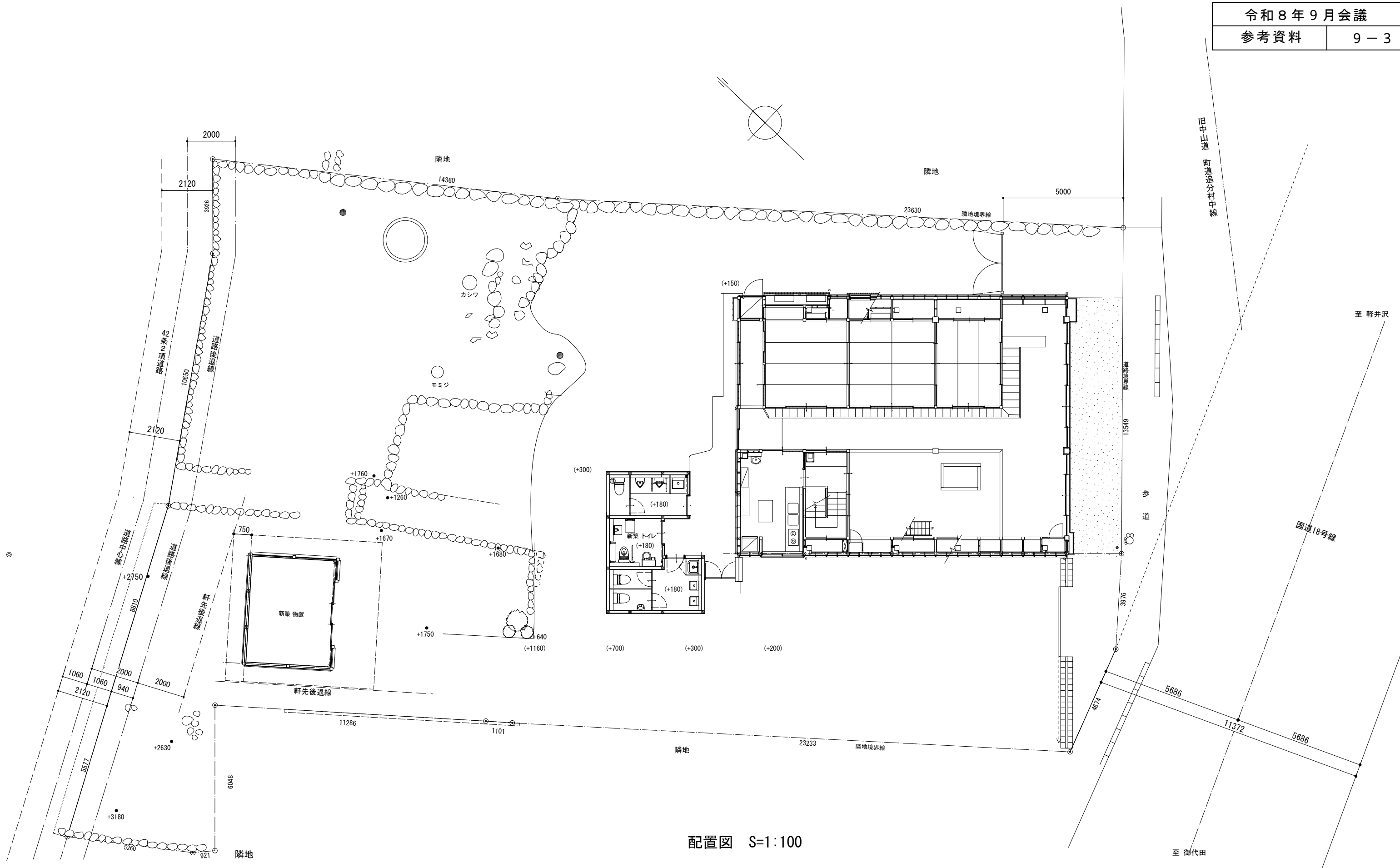
¥19,500,000

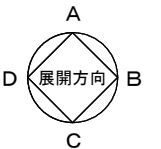
執行者職氏名 副町長 上原 章生



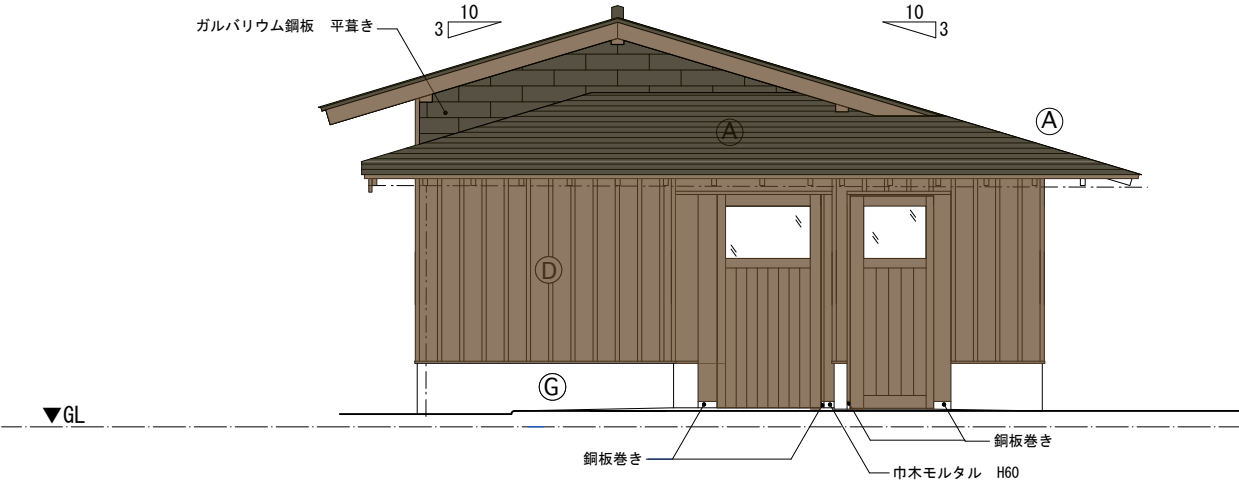
立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘







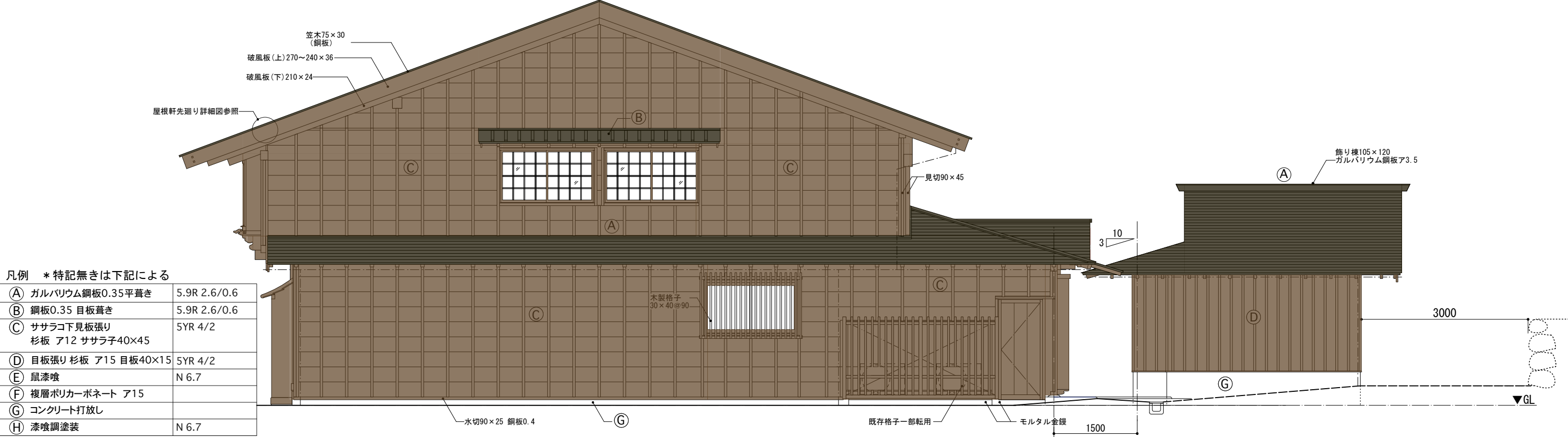




トイレ南側立面図



南側立面図 S=1 : 50



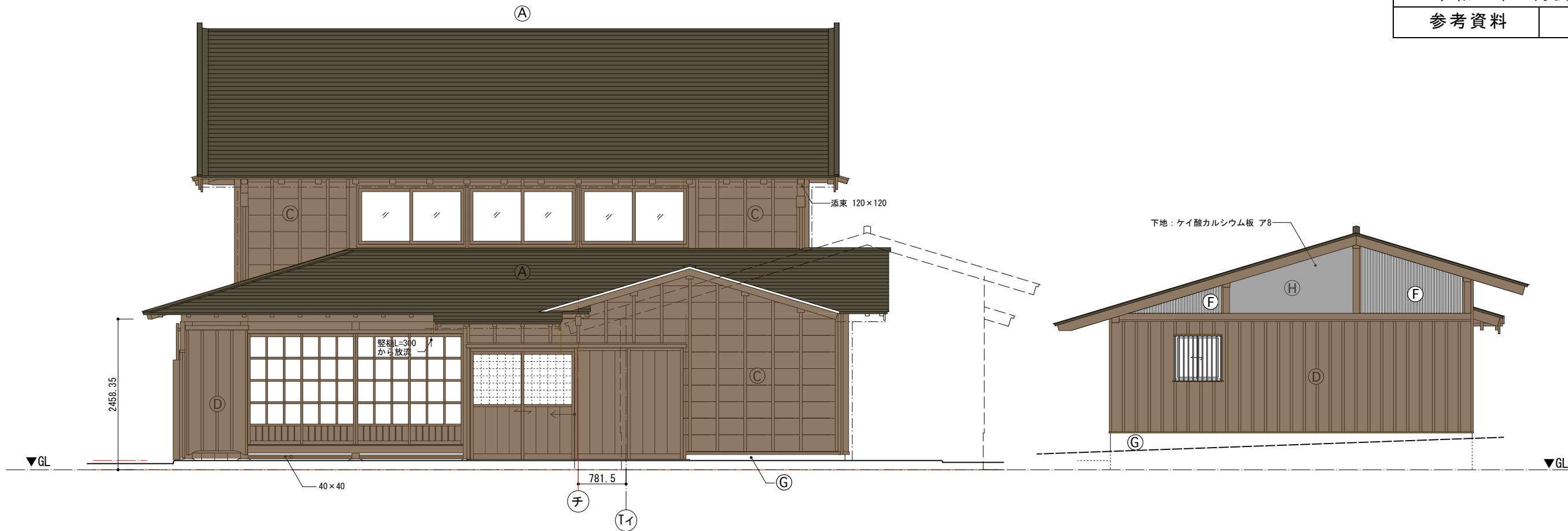
東側立面図 S=1 : 50

凡例 * 特記無きは下記による

①	ガルバリウム鋼板0.35平葺き	5.9R 2.6/0.6
②	銅板0.35 目板葺き	5.9R 2.6/0.6
③	ササコ下見板張り 杉板 ア12 ササラ子40×45	5YR 4/2
④	目板張り 杉板 ア15 目板40×15	5YR 4/2
⑤	鼠漆喰	N 6.7
⑥	複層ポリカーボネート ア15	
⑦	コンクリート打放し	
⑧	漆喰調塗装	N 6.7

----- 軒樋、竖樋

● ● 協同組合 伝統技法研究会 一級建築士事務所 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第235045号	 軽 井 沢 町	総括技術者		工事名 令和8年度 町単 追分宿津軽屋保存修理工事	図名 南・東側立面図	縮尺 S = 1:50	図面 番号 T-06
		管理技術者					
		構造技術者					
		津軽屋 北佐久郡軽井沢町大字追分568					

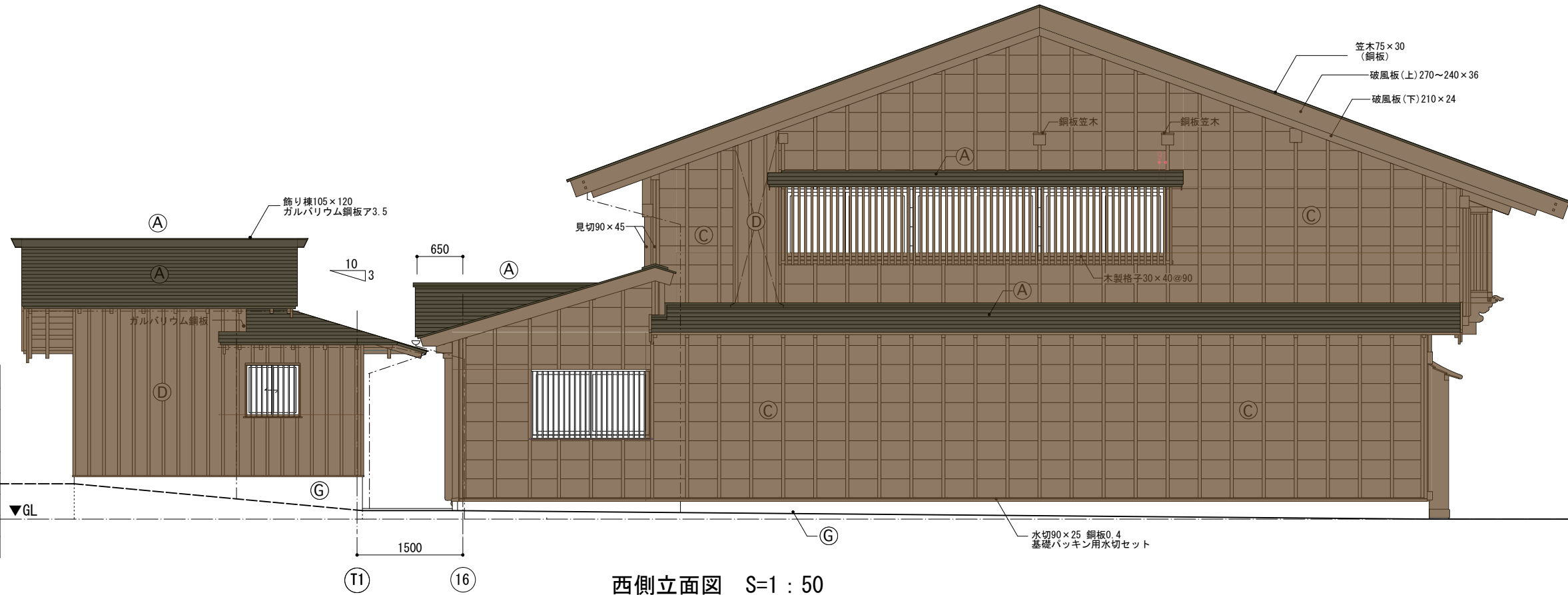


北側立面図 S=1 : 50

トイレ北側立面図

凡例 * 特記無きは下記による

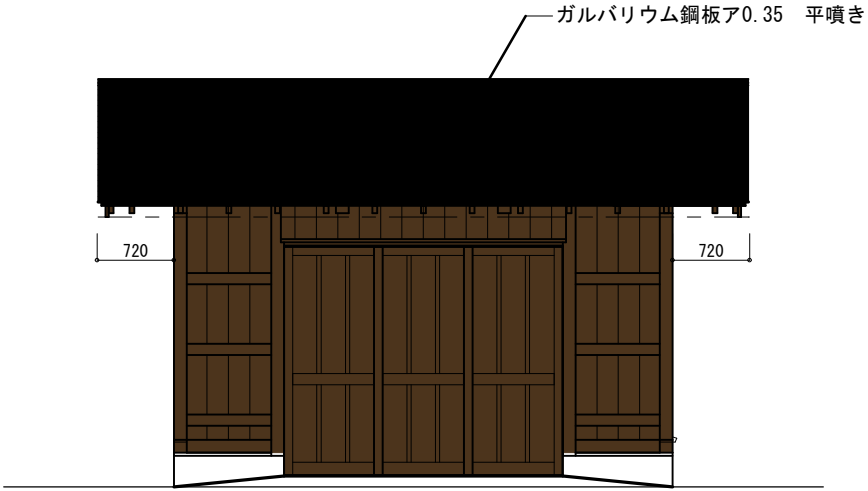
(A) ガルバリウム鋼板0.35平葺き	5.9R 2.6/0.6
(B) 鋼板0.35 目板葺き	5.9R 2.6/0.6
(C) ササラコ下見板張り 杉板 ア12 ササラ子40×45	5YR 4/2
(D) 目板張り 杉板 ア15 目板40×15	5YR 4/2
(E) 鼠漆喰	N 6.7
(F) 複層ポリカーボネート ア15	
(G) コンクリート打放し	
(H) 漆喰調塗装	N 6.7



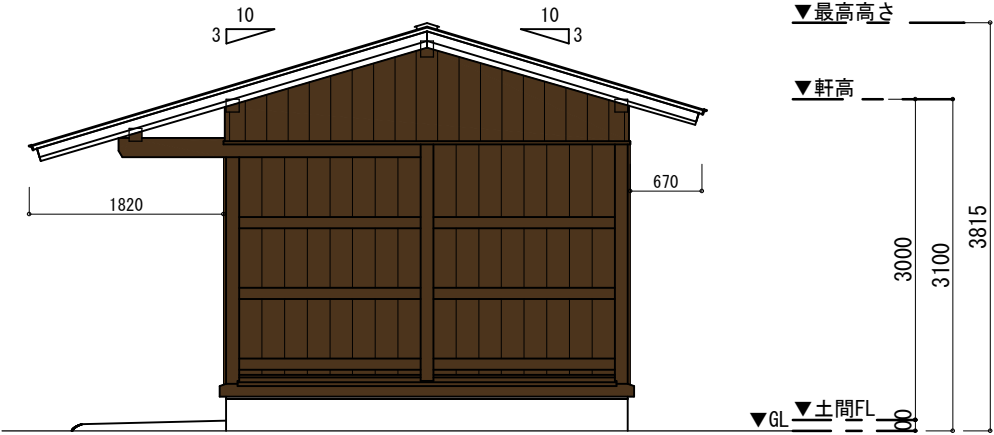
西側立面図 S=1 : 50

----- 軒樋、豎樋

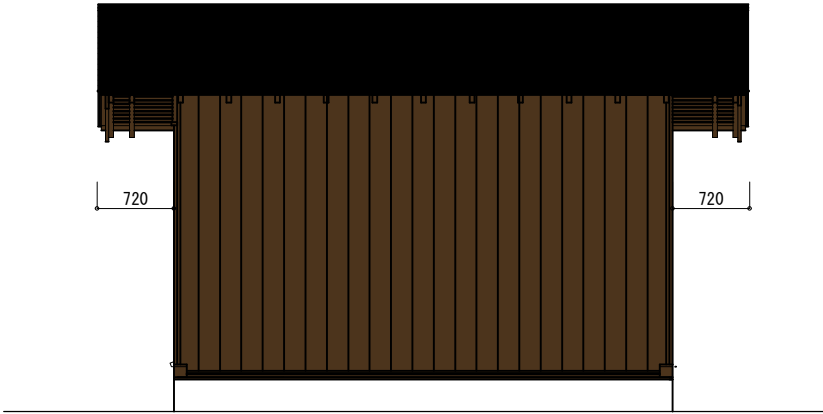
● ● 協同組合 伝統技法研究会 一級建築士事務所 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第235045号	軽井沢町	総括技術者	■■■■	工事名 令和8年度 町単 追分宿津軽屋保存修理工事 場所 津軽屋 北佐久郡軽井沢町大字追分568	図名 北・西側立面図 縮尺 S = 1:50	図面 番号 T-07
		管理技術者	■■■■			
		構造技術者	■■■■			



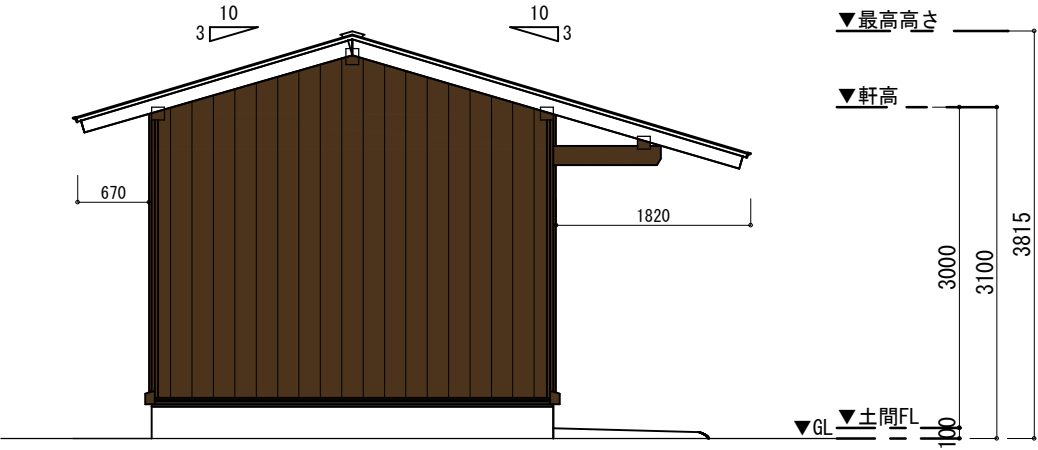
物置南側立面図 S=1 : 50



物置東側立面図 S=1 : 50



物置北側立面図 S=1 : 50



物置西側立面図 S=1 : 50

	 軽井沢町			工 事 名	令和8年度 町単 追分宿津軽屋保存修理工事	図 名			
				場 所	津軽屋 北佐久郡軽井沢町大字追分568	縮 尺	S = 1:50		

町道の廃止について

下記の町道を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
2-237 号線	大字長倉 1653 番 2 地先	大字長倉 1806 番 2 地先	L=137.5m	W=2.10m～3.90m
2-1130 号線	大字長倉 1171 番ロ-2 地先	大字長倉 1171 番ロ-1 地先	L=24.2m	W=1.50m
2-1131 号線	大字長倉 1792 番地先	大字長倉 1171 番ロ-2 地先	L=13.5m	W=1.50m
2-1132 号線	大字長倉 1771 番 5 地先	大字長倉 1794 番地先	L=36.0m	W=1.80m
2-1133 号線	大字長倉 1794 番地先	大字長倉 1793 番地先	L=30.0m	W=2.10m
2-1207 号線	大字発地 276 番地先	大字発地 272 番地先	L=66.5m	W=1.80m
2-1208 号線	大字発地 251 番地先	大字発地 267 番 1 地先	L=86.0m	W=2.10m
2-1209 号線	大字発地 262 番地先	大字発地 261 番地先	L=85.0m	W=1.50m～2.10m
2-1222 号線	大字発地 668 番 1 地先	大字発地 675 番地先	L=36.5m	W=1.50m
2-1223 号線	大字発地 677 番 1 地先	大字発地 684 番 1 地先	L=118.0m	W=2.10m

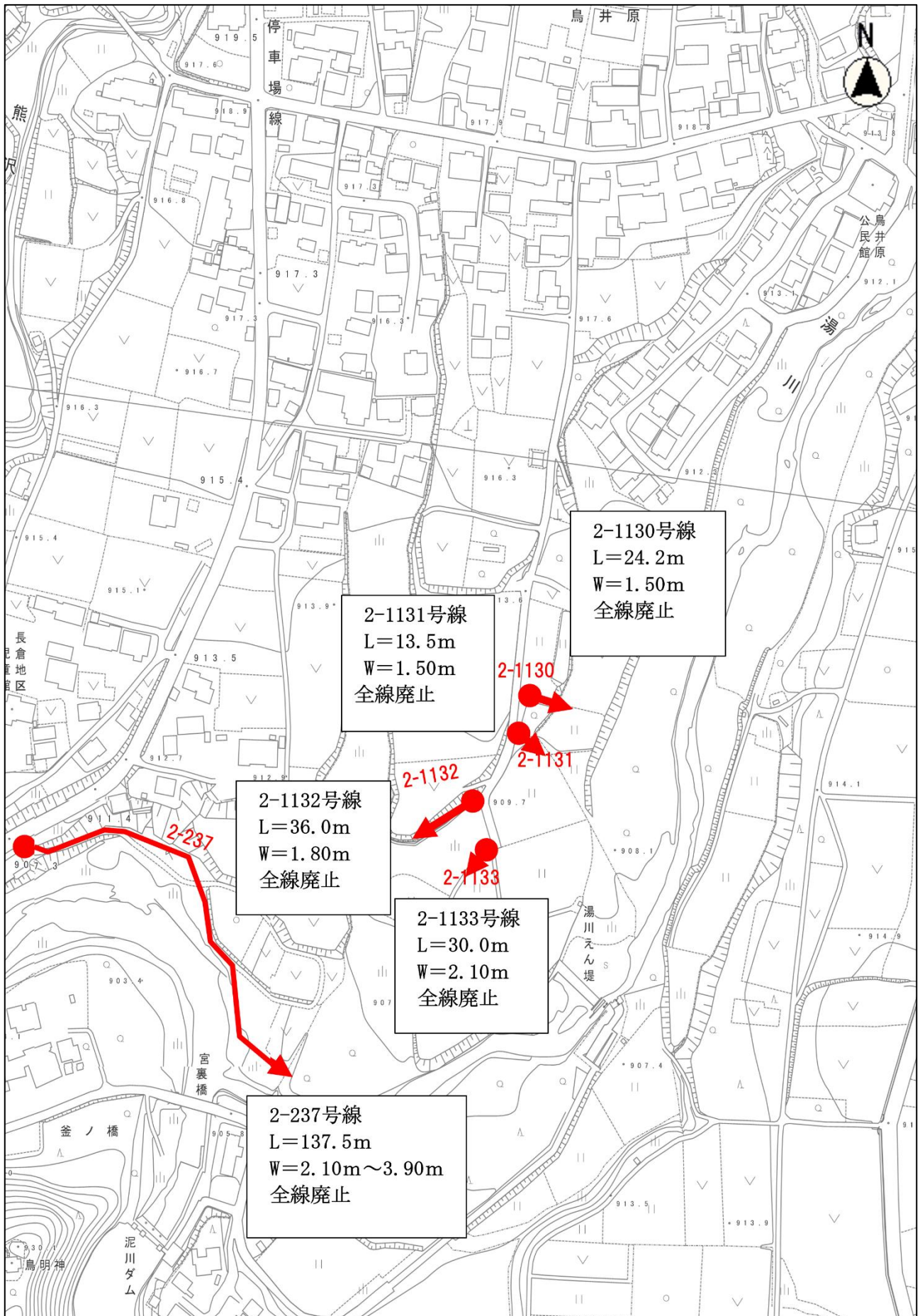
令和 8 年 9 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

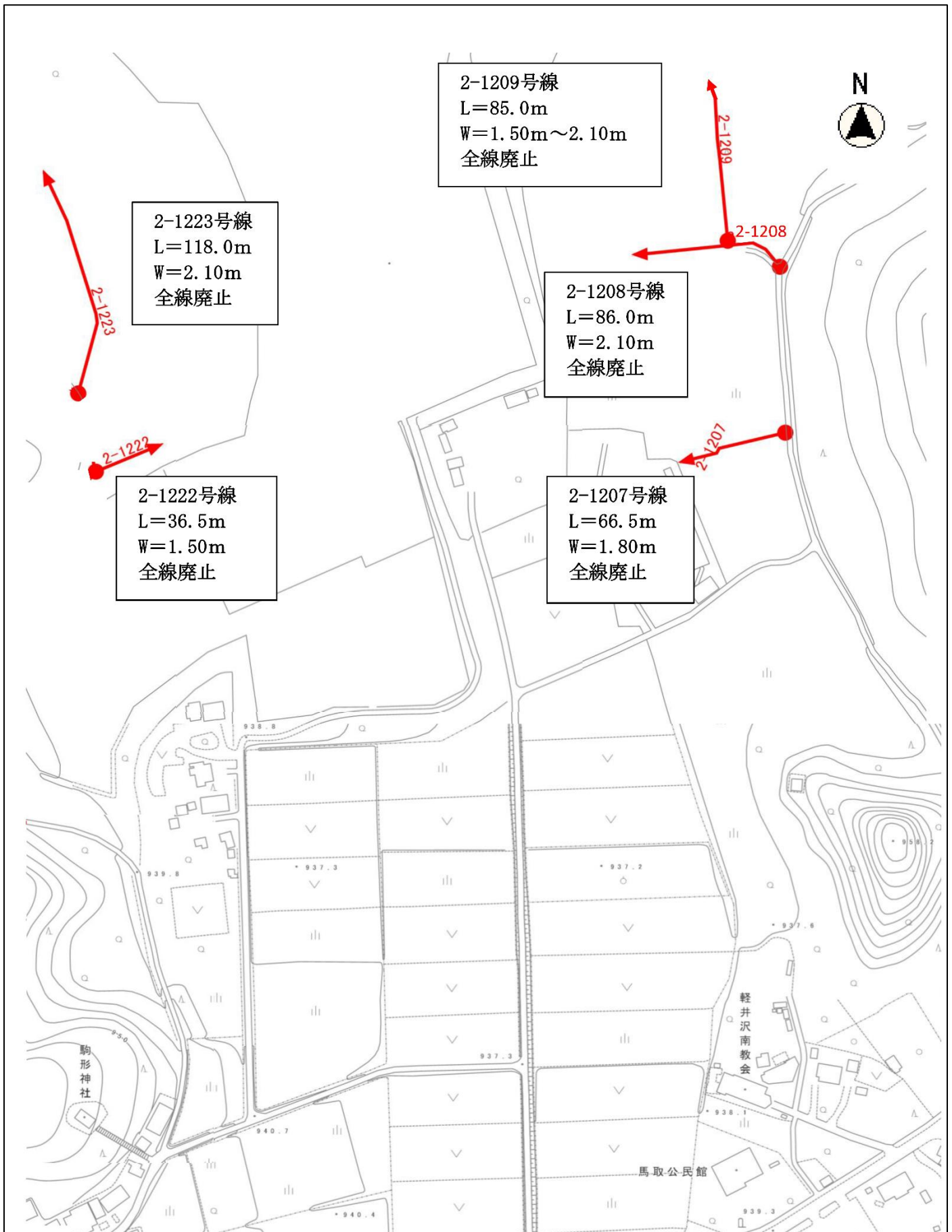
令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議員 川 島 さゆり

町道廃止路線図



町道廃止路線図



町道の変更について

下記の町道を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

記

路線名		起 点	延長	幅 員
		終 点		
2-115 号線	変更前	大字長倉 1760 番 1 地先	L=346.5m	W=3.25m ~5.50m
		大字長倉 1792 番地先		
	変更後	大字長倉 1760 番 1 地先	L=267.7m	W=3.25m ~5.50m
		大字長倉 1771 番 8 地先		

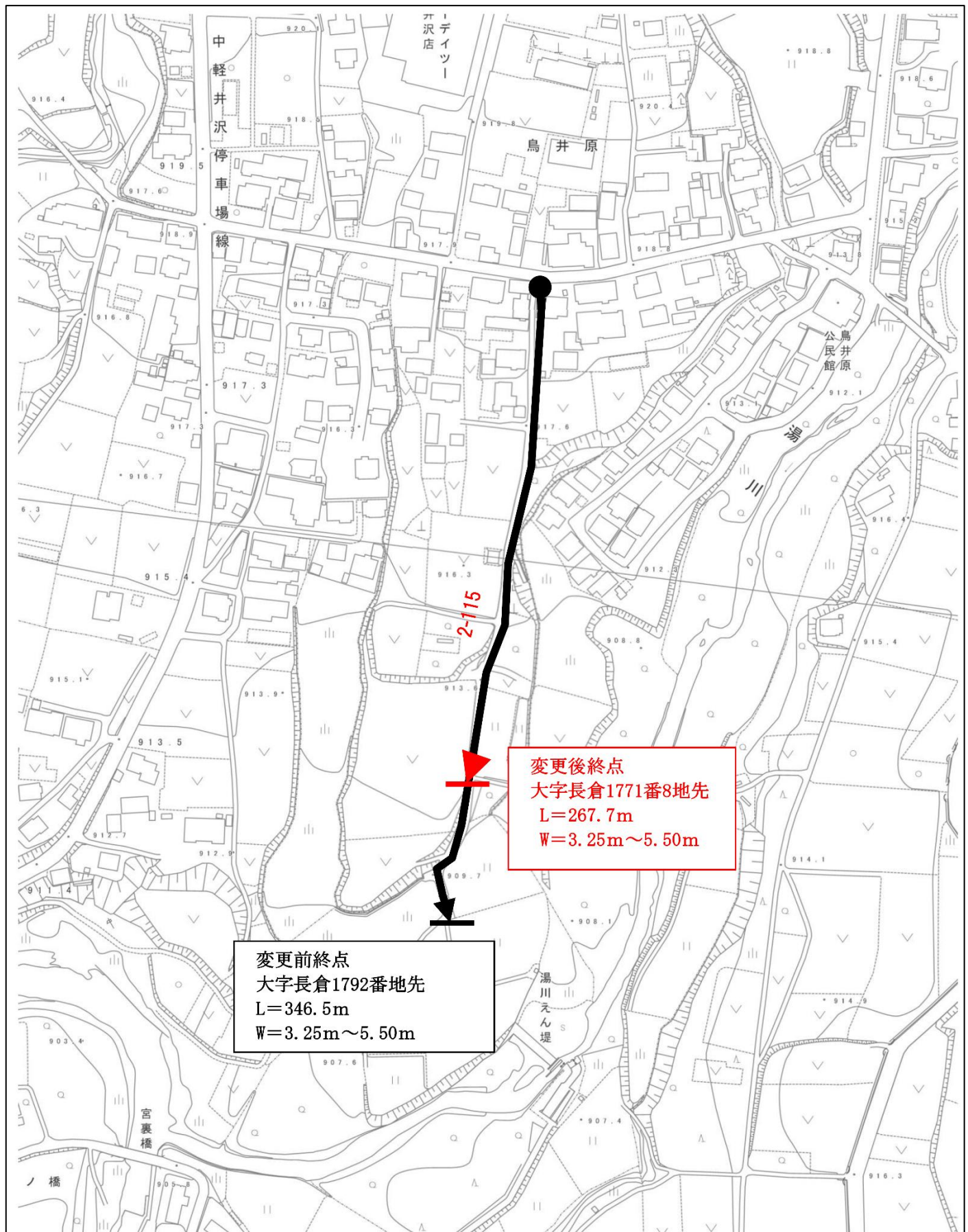
令和 8 年 9 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

町道変更路線図



訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

記

1 相手方及び対象住宅

相 手 方		対象住宅
氏 名	住 所	
■	■	■

2 請求の趣旨

厚生住宅の明渡し等を求める。

3 請求の原因

再三にわたる退去通告にもかかわらず退去に応じないため。

4 訴訟遂行の方針

本件については、必要に応じ、上訴、和解その他必要な措置を行うことができるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

和解について

下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

記

相手方	
事件の概要	令和 7 年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金給付事業の申請があった 1 1 件について、実績報告書の添付書類の一部を相手方が偽造したため、町が国及び長野県の補助金を受け取ることができないことになり、町に損害が発生した。
和解の内容	別紙のとおり

令和 8 年 9 月 1 日提出
 軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 8 年 月 日
 軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

別紙

- 1 相手方は、町に対し、本件について真摯に謝罪し、今後、町の行ういかなる事業についても不正申請が再発しないよう適切な対策を講ずることを誓約する。
- 2 相手方は、町に対し、本件によって町に生じた損害として町が当該補助金を交付した申請者に関して、町が長野県及び国から受け取ることができなかった金員251万9000円に弁護士費用25万円を加えた合計276万9000円を賠償する義務があることを認め、これを、令和8年10月末日限り、町の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込費用は相手方の負担とする。
- 3 相手方が、前項の支払を怠った場合、相手方は町に対し、前項記載の276万9000円から既払金を控除した残金及びこれに対する令和8年11月1日から支払済みまで年10パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 町は、相手方が第2項記載の損害賠償義務を履行した場合、本件が全て解決したものとし、相手方及びその役員や従業員などの関係者に対し、民事上、刑事上又は行政上を問わず、一切の法的責任を追及しない。
- 5 相手方は、相手方が本件に関連して既に個別に補償した申請者について、方法や理由の如何を問わず、町に対して一切の金銭の支払を求めず、また、一切の法的責任を追及しない。
- 6 町と相手方は、互いに、本件に関し、前各項に記載のほかは何らの債権債務も存しないことを相互に確認する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

令和 8 年 9 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成 22 年 3 月 3 日議会議決）第 8 項の規定により、軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年輕井沢町条例第 11 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 5 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例

軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年軽井沢町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和 8 年 9 月 会 議	
参考資料	1 4

軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2中の項番号が変更されたことに伴い、同条を引用する規定の改正を行うもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事に係る変更協定の締結について

令和 8 年 9 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

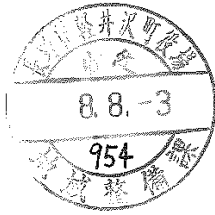
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第2項の規定により、しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事に係る変更協定の締結について、下記のとおり専決処分する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事 |
| 2 | 協定の金額 | 変更前の協定額 75,240,000円
減 少 額 142,890円
変更後の協定額 75,097,110円 |
| 3 | 協定の相手方 | 長野県上田市常田一丁目3番39号
しなの鉄道株式会社
代表取締役社長 土屋 智則 |

令和 8 年 8 月 3 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫



第 1 回変更協定書



軽井沢町（以下「甲」という。）と、しなの鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、令和 7 年 12 月 18 日付けで締結した、しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事の協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。

1. 原協定書第 3 条 2 項中「補修計画図」を「補修計画図」および「補修計画図（追加）」に改める
2. 原協定書第 4 条 2 項中「工程表」を「工程表（第 1 回変更）」に改める。
3. 原協定書第 5 条 1 項中「工事費概算書」を「工事費概算書（第 1 回変更）」に、「総額 75,240,000 円」を「総額 75,097,110 円」に、「消費税及び地方消費税相当額 6,840,000 円」を「消費税及び地方消費税相当額 6,827,010 円」に改める。
4. 原協定書第 5 条 3 項中「資金計画書」を「資金計画書（第 1 回変更）」に改める。
5. 原協定書中別紙に「補修計画図（追加）」を追加し、「工程表」を「工程表（第 1 回変更）」に、「工事費概算書」を「工事費概算書（第 1 回変更）」に、「資金計画書」を「資金計画書（第 1 回変更）」に改める。
6. 本変更協定書に記載なき事項については、原協定書のとおりとする。

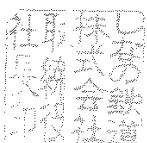
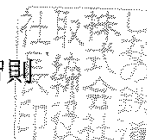
以上、この協定の証として本変更協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 8 月 3 日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1
軽井沢町長 土屋 三千夫



乙 長野県上田市常田一丁目 3 番 39 号
しなの鉄道株式会社
代表取締役社長 土屋 智則



しなの鉄道線軽井沢・中軽井沢間唐松歩道橋塗装塗替工事【第1回変更】

◆主な変更内容

項 目	内 容	当初契約額	変更契約額	増減
塗装塗替工	1式	54,300,000	52,782,100	▲ 1,517,900
保安業務	1式	5,700,000	7,108,000	1,408,000

◆契約額

種 別	当初契約額	第1回変更契約額	増 減
工事費	60,000,000	59,890,100	▲ 109,900
管理費	8,400,000	8,380,000	▲ 20,000
消費税相当額	6,840,000	6,827,010	▲ 12,990
契約額	75,240,000	75,097,110	▲ 142,890